

事案調査書(決定会議)

審議日 令和6年10月16日

案件名	(仮称)相模原市子育て応援条例の制定に伴う令和7年度新規事業について									
所管	こども・若者未来	局 区		部	こども・若者政策	課	担当者		内線	

事業概要	
(仮称)相模原市子育て応援条例の制定に伴い実施していく令和7年度新規事業について諮るもの。	

審議事項 庁議で決定 したいこと及び 想定(希望) している結論	条例制定後におけるR7年度新規事業の実施
審議結果 (政策課記入)	○継続審議とする。

事業効果 総合計画との関連	事業効果	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て世代が子育てに対する喜びをより実感することができる。 ・結婚、子育てを希望する市民の希望がかなえられ、少子化対策につながる。 ・市を挙げて子育て世代を応援する機運を高めることでシビックプライドの向上につながる。 						
	効果測定指標	子育てをしていることを社会に温かく見守られていると感じる市民の割合			施策番号	1・2		
		R6	R7	R8	R9	R10	R11	
	事業効果 年度目標	16%	26%	36%	46%	56%	67%	

事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

○事業スケジュール							
実施内容	R5		R6		R7	R8	R9
			庁内調整 ● 庁議	● 予算要求	● 条例施行(4月)	周知及び関連事業の実施	

○事業経費・財源		(千円)							
項目	補助率/充当率	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	
事業費(費)		1,995	1,033,822	0	0	0	0	0	
特財	うち任意分								
	国、県支出金		27,181						
	地方債								
	その他								
一般財源		1,995	1,006,641	0	0	0	0	0	
うち任意分									
捻出する財源※2									
一般財源拠出見込額		1,995	1,006,641	0	0	0	0	0	
元利償還金(交付税措置分を除く)									
捻出する財源概要									
税源涵養(事業の税收効果)									
○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)		(人工)							
項目		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	
実施に係る人工	A		3	3					
局内で捻出する人工※	B								
必要な人工	C=A-B		3	3	0	0	0	0	
局内で捻出する人工概要		多くの新規事業をかかえており、局内捻出が困難							
SDGs 関連ゴールに○	1 貧困削減	○							
	2 健全なエネルギー								
	3 健康と長寿な生活	○							
	4 質の高い教育をみんなに								
	5 ジェンダー平等を推進する								
	6 安全な水とトイレを世界中に								
	7 再生可能エネルギー								
	8 働きがい、経済成長、雇用								
	9 産業とインフラの力強い持続可能な開発								
	10 人や国々の間の公平な開発								
	11 持続可能な都市とコミュニティ								
	12 持続可能な消費と生産								
	13 気候変動に具体的な対策を								
	14 海の豊かさを守ろう								
	15 陸の豊かさも守ろう								
	16 公正で平和な社会を築こう								
	17 パートナーシップで目標を達成しよう						○		
日程等 調整事項	条例等の調整	条例	制定あり	議会提案時期	令和7年3月	定例会議	報道への情報提供	資料提供	
	パブリックコメント	あり		時期	令和6年12月	議会への情報提供	部会	令和6年12月	
事前調整、検討経過等									
調整部局名等		調整内容・結果							
政策課		審議内容について説明済							
総務法制課		審議内容について説明済							
教育総務室		審議内容について説明済							
産業支援・雇用対策課		関連する内容について説明済							
関係課長会議		令和6年10月1日、7日実施。資料を修正し、調整会議に付議することとなった。							
備考	(仮称)子育て応援条例の制定については、別途庁議に諮っている。								

庁議におけるこれまでの議論

調整会議での
主な議論
(10/10)

【(仮称)入学応援事業について】

○(財政課長)(仮称)入学応援事業について、事業費は扶助費になると考えるが、障害者支援や下水道使用料の減免など、扶助費の見直しを行ってきた中で、単に経済的負担の軽減という視点だけでは、議論が生じると考える。実施するのであれば、人口増加や転入超過にも焦点を置き、市として取り組まなければならない事業として整理し、根拠を示していくことが必要である。また、KPIである「0～15歳の転入超過数」については、現在から令和12年度の6年間に43人の増加と定めているが、6年間で約30億円の一般財源を支出することに、費用対効果があるのか。さらに、毎年度、約5億円の一般財源を支出することとなるが、小学校・中学校・高校の入学時全てに対して給付することが望ましいのか。優先順位をつけ給付対象者を絞るという考え方もあるのではないかと。もし、優先順位をつけるのであれば、どのようになるのか伺う。

→(こども・若者政策課長)優先順位をつけた場合、高校の入学時に費用が一番かかるため高校入学時と考える。ただし、小学校・中学校と継続的に支援していくことが、考えている目的に合致しているため、例えば、予算全体の金額を減らし優先順位をつけるのであれば、局として他の考え方もできるのではないかと考える。

→(財政課長)小学校入学時に転入してくれば、そのまま地域に住み続けるイメージがある。そのため、小学校入学時の支援は、転入超過数の増加に効果があるのではないかと捉える。しかし、扶助費見直しとのバランスや、経済的負担の軽減という理由だけでは厳しいと考える。給付月を12月としているが、入学前に転出する世帯もあると考えられる。どのような対応を考えているのか。

→(こども・若者政策課長)準備期間を考慮して給付月を12月とした。入学前の転出者に対する対応については現時点では検討していない。

→(財政課長)年度末の転出入については、各世帯、年明け頃に分かっている状況だと考える。もし、12月に給付するのであれば、給付後の転出者がそれなりに発生するのではないかと。

→(こども・若者政策課長)給付後の転出者は、どの時点を切り取っても生じるものと考え。基準日時点で市内に住民票がある世帯を給付対象者とする想定でいる。

→(財政課長)保護者の一時的な負担はあるが、例えば、入学後に給付する手法も考えられるのではないかと。

→(こども・若者政策課長)ご意見として承る。

○(経営監理課長)給付額3万円の根拠について伺う。

→(こども・若者政策課長)小学校入学時、平均12万円の費用がかかるため、4分の1程度の支援を行いたいと考え設定した。

→(経営監理課長)地域経済への循環をどのように考えているのか。また、現金よりギフトカードが望ましい理由について伺う。

→(こども・若者政策課長)現金給付は本施策の目的外となるようなタンス預金になる可能性がある。また、検討しているギフトカードは、市内で使用できる店舗もそれなりにあると捉えており、市内で使用できることも合わせてPRしていく必要があると考える。

→(経営監理課長)現金給付の方が事務経費を圧縮できるのではないかと。

→(子育て給付課長)システム改修や確認作業などの事務経費が発生するため、必ずしも圧縮されるとは限らない。

→(経営監理課長)ギフトカードのメリットをしっかりと打ち出していきたい。

○(総務法制課長)マーケティング的な手法を取り入れるとの説明があったが、具体的な内容について伺う。

→(こども・若者政策課長)いくつかのギフトカードを検討している中で、アンケートに答えないと使用できないなど、何かしらの手順を加える仕組みがある。実施した際は、アンケート結果等を分析し、今後の事業展開に活かしていく。

○(シティプロモーション戦略課長)KPIである「子育てをしていることを社会に温かく見守られると感じる市民の割合」を令和9年度までに30%上昇させるということだが、ハードルが高いように見受けられる。達成できる見込みがあるということでしょうか。

→(こども・若者政策課長)次期子ども応援プランにも掲載する指標であり、本事業のみならず様々な施策を講じることで、こども・若者未来局としては上昇させていきたい。

→(シティプロモーション戦略課長)財政課長から発言があったように、高校入学時の転出はあまりなく、小学校入学時に住む場所を決める方が多いと思われる。給付対象者を3区分に分けるのではなく、小学校入学時に特化させるべきではないかと考える。給付方法のギフトカードを電子マネーにするといった議論はなかったのか。

→(子育て給付課長)電子マネーにもアンケート機能を有しているものもあり、検討の俎上には上がっている。実施にあたっては、プロポーザル方式を考えており、最低限の業務も含め対応できる事業者を選定していきたい。

→(シティプロモーション戦略課長)ギフトカードと電子マネーを比べてのプロポーザル方式は難しいため、どちらかに決めて実施すべきと考える。

→(総務法制課長)電子マネーも検討に含めているのであれば、説明資料に追記いただきたい。

○(政策課長)転出の対応について、過去に実施した「地域振興券」のように市内でしか使用できない仕組みを検討できないのか。それであれば、地域経済に貢献できると考える。

→(子育て給与課長)新たな事務経費が発生する可能性がある。

→(政策課長)地域経済を循環させるための手法として、検討の中から外さないでいただきたい。

【(仮)子育て家庭食育・食材支援事業について】

○(財政課長)(仮)子育て家庭食育・食材支援事業について、身体的負担・精神的負担の軽減を目的とした事業であるが、食材等を提供することが負担の軽減につながるのか。また、KPIである「朝食の摂取率」にもつながるのか。事業の必要性を感じられない。

→(こども・若者政策課長)食材を支援するとともに保育園で作っているような給食メニューを添付することで、アンケート結果にもある「献立を考えることの負担」など、保護者の精神的負担の軽減につながるアプローチをしていきたいと考える。

→(財政課長)身体的負担の軽減につながる取組は何か。

→(こども・若者政策課長)食事を作ること自体が身体的負担となっているため、ミールキットの配布も選択肢の1つとする。

→(財政課長)食材は年に何回配布するのか。

→(こども家庭課長)生後4か月頃に受付を開始し、食材自体は4か月、7か月頃、9か月頃、1歳頃に配布する。

→(財政課長)それぞれに対し1回配布するだけで、身体的・精神的負担の軽減につながるのか。

→(こども・若者政策課長)その時だけになるかもしれないが、相談できる窓口があることも知ってもらう副次的効果もある。

→(財政課長)それは精神的負担の軽減であり、必ずしも身体的負担の軽減につながるものではないと考える。

→(こども・若者政策課長)身体的負担の軽減につながるものとは言い難いという意見としては理解した。

○(経営監理課長)子育て世帯へのアンケートを9月に実施しているが、設問・回答が誘導しているように感じる。例えば「(3)子どもの「食」に関する支援の希望」については、「宅配サービスが無料で利用できる」との項目があれば、多くはこの項目を選択し、ニーズがあると判断することとなる。この事業が、子育て世帯の応援に継続的につながっていくのか。どのような背景を踏まえて事業の立案に至ったのか不透明である。事業のイメージが先にあり、後付けでアンケートを実施したように捉えられないか不安がある。また、食の安全について、どのように担保していくのか。

→(こども家庭課長)アレルギーなどもあることから、食材を選択できる仕組みを検討している。

○(総務法制課長)財政課長からも発言があったように、食材配布が身体的負担の軽減につながるのか疑問がある。2歳から4歳未満への食材は、米・野菜・肉を配布するイメージか。

→(こども家庭課長)2歳～4歳未満は偏食も進むため、バランスを重視したメニューを準備する必要があると考える。

→(総務法制課長)離乳食期への配布は食育のきっかけ作りとなるが、幼児食期については、見直せる余地があるのではないかと考える。

○(人事・給与課総括副主幹)「野菜収穫体験」については、幼稚園や保育所の取組と重なる部分があるため、必要性に疑問がある。

○(経営監理課長)規模を縮小しモデル事業として実施することは検討されたか。

→(こども・若者政策課長)検討していない。

○(政策課長)説明資料6ページの下段の表について、満年齢であれば年長は「6歳」になるとため、再度確認いただきたい。

○(政策課長)1回に何食分を配布するのか。

→(こども家庭課長)3日分を想定している。

→(政策課長)3日分では、KPIである「朝食の摂取率」につながらないと思う。また、2歳～4歳未満であれば食事に対する個人差も出てくるため、行政が画一的に進めていくべきなのか疑問がある。「野菜収穫体験」については、教育委員会でも野菜の栽培など類似する事業を実施しているが、教育委員会と調整しているのか。

→(こども・若者政策課長)教育委員会とは調整していない。

→(政策課長)実施にあたり、議論をもう少し重ねる必要があると考える。

【学生・20代30代社会人向けライフデザインセミナーについて】

○(財政課長)学生・20代30代社会人向けライフデザインセミナーについて、関係課長打合せ会議の際に「思春期事業」との統合を提案させていただいたが、結論について伺う。

→(こども・若者政策課長)「思春期事業」については、将来を見据えた性に関する意思決定の力を高めるための講座となっており、対象者や目的が異なることから、局として統合は難しいと判断した。

○(政策課長)KPIについて、初年度の目標値を70%としているが、基準値として何か比較できる数値はないのか。

→(青少年学習センター所長)比較可能な目標数値がないか確認する。

つづき
調整会議での
主な議論
(10/10)

【くるみん認定について】

○(総務法制課長)くるみん認定取得に向けた取組について、会議体の構成員は労働局や商工会議所等を想定しているのか。

→(こども・若者政策課担当課長)そのとおりである。

→(総務法制課長)市内経済団体に登録していない企業へのアプローチはどのように考えているのか。

→(こども・若者政策課担当課長)例えば、改革宣言をし、市長が力を入れて取り組む姿勢を打ち出す。また、カウンターパートとして商工会議所を考えており、実際の取組では、登録団体に限らず、あらゆる企業に対して働きかけを行っていく。

→(総務法制課長)くるみん認定取得企業数としての目標値は設定しているのか。

→(こども・若者政策課担当課長)取組の内容は環境経済局と調整中である。

→(総務法制課長)現在市内の取得企業数は0件のため、力を入れるべき事業だと考える。

○(政策課長)くるみん認定について、会議開催後の支援がわかるよう、環境経済局から資料提供を受け参考として添付いただきたい。

【全体について】

○(経営監理課長)今回の審議事項は条例に基づく提案であるが、条例と事業の紐づけが分かりづらい。独自の婚活イベントやライフデザインセミナーについては理解できるが、現に子育てしている世帯へ多額の予算を投じる必要があるのか。国もばら撒きだと批判されながら児童手当を拡充してきた経過はあるが、入学時に経済的な負担が生じることは当然であり、人生設計の中で対応していくことである。条例の制定は重要ではあるが、市が積極的に支援策を講じることがいまだに理解できない。様々な負担が生じることが当然の中で、年間約8億円の支援を継続し続けていくのか。実施した際に市民全員が本当に応援する気持ちを持つのか。また、財政課長から発言があった扶助費について、本課では「相模原市行財政構造改革プラン」に関する市民説明会を行っているが、弱者切り捨てと言った意見をいただいている。意見をいただきつつも、痛みを伴う改革として実現した成果だと捉えている。その上で、ギフトカードの給付や食事支援も含め約8億円の一般財源を投じようとしている。3年後、KPIを達成したからといってやめられるものではないと考える。政策のあり方も含め本当に大丈夫なのか、市民からの厳しい評価に耐えられるものなのか。せつかく条例を制定し気運を高めようとしている中でマイナス要素が生じるのではないのか。こども・若者未来局だけで考えることではないが、課題として提起させていただく。

【その他】

○(財政課長)説明資料21ページの参考について、採用しなかったものとして「多子世帯の学校給食費無償化」があるが、今後、給食費の改定が予定されている中で、議論から外してしまうことに疑問がある。給食費の改定だけを切り取ったときに、経済的な負担軽減をしていないように見えてしまう。優先順位が低いまま整理されてしまうと、今後の議論においても低いままになることが危惧される。

○(財政課長)令和8年度から新たに取り組む事業はあるのか。

→(こども・若者政策課長)5歳児健診、放課後の子ども居場所づくり、子どもの遊び場などを検討している。

→(財政課長)将来的にパッケージとして含まれるのであれば、現時点で予定しているもので構わないので、事業の一覧を参考資料として添付いただきたい。

○(経営監理課長)事業を横並びで見た時、何を決めたのかがわからなくなってきている。全ての事業に予算を充当できるのかも不透明と感じる。今後、上部会議に諮るのであれば、全体が見えるような形を取っていただきたい。

→(財政課長)現在取り組んでいる事業も追記するとわかりやすいのではないかと考える。

<<原案のとおり上部会議に付議する。

ただし、庁議の意見を踏まえ、資料を一部修正すること。>>

**(仮称) 相模原市子育て応援条例の制定に伴う
令和7年度新規事業について**

こども・若者未来局 こども・若者政策課

1. 条例制定の目的、理由及び効果について

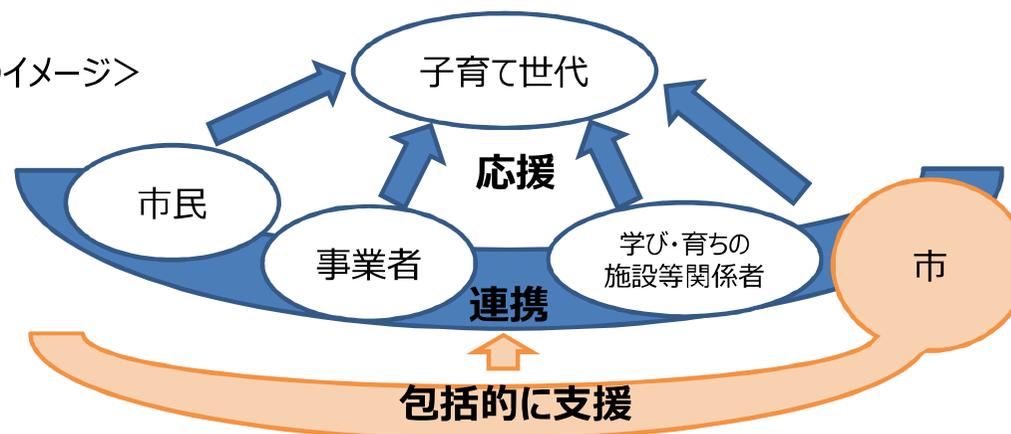
条例制定の目的

社会全体で子育て世代を応援する気運を醸成し、結婚や子育てを希望する者たちがその希望をかなえることができ、みんなに温かく見守られながら安心して子育てすることができる社会を実現するため、「（仮称）相模原市子育て応援条例」（以下「条例」という。）を制定する。

条例で定める理由

条例本文において、市の果たすべき責務を明示するとともに、市民、事業者、学び・育ちの施設等関係者に施策への協力を求めるものであり、社会全体で子育て世代を応援する気運を醸成することについて、市の強い意志を示すためである。

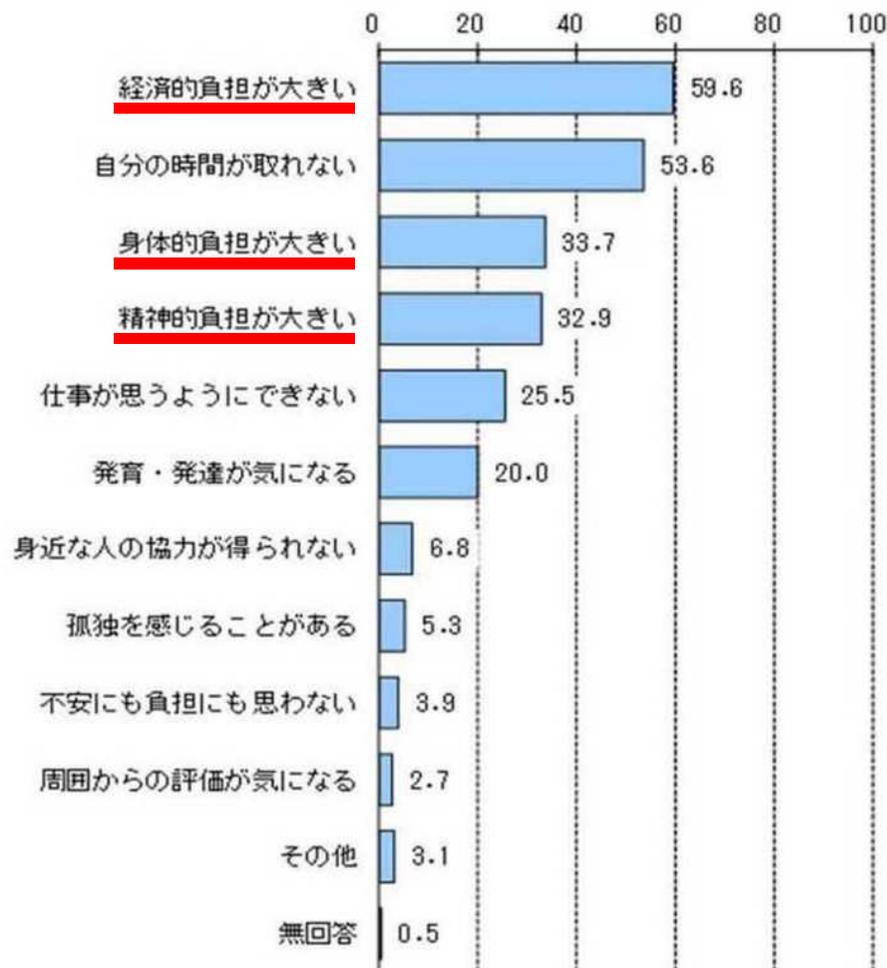
＜条例のイメージ＞



条例制定の効果

- ・子育て世代が子育てに対する喜びをより実感することができる。
- ・結婚、子育てを希望する市民の希望がかなえられ、少子化対策につながる。
- ・市を挙げて子育て世代を応援する気運を高めることでシビックプライドの向上につながる。

【参考】本市の子育て世代が感じる不安や負担について



子育てをして不安、負担に思うことについて、
「**経済的負担が大きい**」が
59.6%で最も多く、
「**身体的負担が大きい**」が
33.7%、
「**精神的負担が大きい**」が
32.9%となっています。

令和6年度本市アンケート調査結果
(N=584)

2. 条例の構成・概要

条例の趣旨

- ・経済的な不安定さ、仕事と子育ての両立の難しさなど、子育て世代を取り巻く状況は厳しさを増している。
- ・安心して子育てができる環境の実現に向けて、一人ひとりができることを行い、みんなで子育て世代を支えていくことが求められている
- ・社会全体で子育て世代を応援する気運を醸成し、結婚や子育てを希望する者がその希望をかなえることができ、みんなに温かく見守られながら安心して子育てすることができる社会の実現を目指す

1 前文

子育て世代を取り巻く現代社会の現状、求められていること、安心して子育てすることができる社会の実現を目指す

2 目的

社会全体で子育て世代を応援する気運を醸成し、結婚や子育てを希望する者がその希望をかなえることができ、みんなに温かく見守られながら安心して子育てすることができる社会の実現を目指す

3 定義

子ども、子育て世代、市民等の定義を定める

4 基本理念

条例の基本理念

5 市の責務

施策の策定実施、各関係者への支援・総合調整、条例の周知・啓発を定める

6・7・8 市民・事業者及び学び・育ちの施設等関係者の役割

それぞれが担う子育て世代への応援などの役割等を定める

9 施策

子育て世代を応援するための施策を講じることを定める

3. 制定までのスケジュール

- 推進体制：相模原市子ども・子育て支援事業推進会議
- 令和7年3月定例会議に提案し、令和7年4月1日施行とする。

	9月	10・11月	12月	令和7年 1～3月	4月～
条例	庁議		部会説明(12月) パブリックコメン ト	3月議会 条例提案	条例施行 4月1日
次期さがみはら 子ども応援プラン		子ども・子育て 答申 会議	庁議	部会説明(12月) パブリックコメン ト	計画策定(決裁)

※別途子ども・若者に意見を聴く機会を設ける

4. 条例制定後の令和7年度の取り組み

※総事業費（新規）：約10億円

現に子育て中の方への施策について

- ① **（仮称）入学応援事業**
小学校、中学校、高校への進学準備の負担を軽減するため、入学・進学時にギフトカードを給付。
- ② **（仮）子育て家庭食育・食材支援事業**
子どもの月齢・年齢に合わせた食材や調理器具等配布。保護者のニーズに合わせた相談等の機会を無料提供。
 - ・子育て支援センターの充実・強化(1か月児健診など)
 - ・初期療育サロンの実施
 - ・さがみはら休日一時保育の拡充(中央区での新規実施)
 - ・不登校児童生徒の居場所の確保とICTを活用した切れ目のない支援の実現【新規】
校内登校支援教室の設置と相談室へのICT環境整備
 - ・学用品に係る保護者負担の軽減
学用品(彫刻刀・探検バッグ)の公費購入
 - ・子育て応援公園
相模原麻溝公園内へのロング滑り台設置に向けた調査等(令和8年度の工事含めた全体事業費は約4億円)
相模大野中央公園で親子が楽しめる水景施設改修など。
 - ・さがみはら津久井産材を活用した出生時プレゼント
「さがみはら津久井産材」を活用した「ラトル(がらがら)」を出生時にプレゼント

子育てにやさしい公共施設

保護者が安心して子どもを連れて来庁できるよう、キッズスペースや貸出用のベビーカーを設置

条例制定に伴う「応援」の気運醸成について

子育て支援の輪の拡大

- ③ **市と神奈川労働局及び市内経済団体による働き方改革応援会議(仮称)**
くろみん認定取得企業ゼロからの脱却、増加を目指す
- ④ **学生や20代・30代社会人に向けたライフデザインセミナー**
学生や20代・30代の若いうちから将来を意識し、描いた人生の実現に向けて行動するきっかけとする。
 - ・子育て応援パスポート事業など(既存)
結婚・子育て世代を応援する企業に賛同を得て子育て支援の輪を広げる

広報・周知・普及啓発

- ⑤ **新規条例策定周知業務委託費**
条例の制定に伴う横断幕、大型看板、バスラッピング等による周知のほか、外部SNS、市HPや広報さがみはら、LINE(さがプリコ)による周知。
※3月債務負担行為による準備行為を想定
- ・シティブロモーションブックの更新(既存)
R7年度の同冊子について、「子育てを楽しんでいる人の紹介」など、子育て世代をターゲットとした内容を掲載予定

結婚の希望を叶える取組について

- ⑥ **相模原市独自の婚活イベント(仮称)婚活！さがみはラブ♥**
専門家による結婚及び婚活セミナーを含む婚活イベント

① (仮称) 入学応援事業 予算額：約5億4,800万円

1. 現状・課題

近年、国は保育料の無償化や児童手当の所得制限撤廃及び高校生年代までの年齢拡大を実施し、本市においても小児医療費助成の中学生までの所得制限撤廃や高校生年代までの年齢拡大を行うなど幅広い年齢を対象とした経済的支援を実施してきている。

一方で、小学校1年生、中学校1年生、高校1年生については、授業料、制服、通学用品、学用品など、学校教育費が他学年と比べて負担が大きいという調査結果が出ている。

2. 事業目的

小学校、中学校、高校への進学準備のため一時的に経済的負担が大きくなることから、当該年齢に該当する子を持つ世帯の経済的負担を軽減する観点から、ギフトカード等の給付を実施するもの。なお、進学は子どもや親にとって重要なライフイベントなので、そこを対象とすることで、子育てを社会全体で応援する気運醸成にも寄与する。

※「ギフトカード等」は紙の商品券ではなく、クレジットカード機能のあるカード等を想定

3. 給付対象者

相模原市に住民票がある6歳(年長)、12歳(小学校6年生)、15歳(中学校3年生)の児童を養育している保護者

4. 給付額:対象児童1人につき3万円 給付総額:5億1千万円

出費が多くなる12月くらいに対象児童がいる家庭に申請不要のプッシュ型で送付する。

ギフトカード等は、子育てに関するアンケートに回答することで有効化する仕組みとする予定。

年齢	人数(人)	給付額合計(円)
5歳(年長)	4,997	149,910,000
12歳(小学校6年)	5,796	173,880,000
15歳(中学校3年)	6,113	183,390,000
合計	16,906	507,180,000

※人数は、令和6年4月1日現在住民基本台帳

【参考】11~18歳(高校3年生)に対し、毎年5,000円を給付する場合の給付額は4億6,000万円

① (仮称) 入学応援事業

5. KPI

6年後、「子育てしやすいまちだ」と思う割合を70%に。「子育てをしていることを社会に温かく見守られている」と感じる市民の割合を75%に。0～15歳の転入超過数を150人に。

※①、②は本市アンケート調査結果 ③は総務省住民基本台帳人口移動報告	現在	3年後 (令和9年度)	6年後 (令和12年度)
①子育てしやすいまちだと思う割合	43%(R5)	58%	70%
②子育てをしていることを社会に温かく見守られていると感じる市民の割合	16%(R5)	46%	75%
③0～15歳の転入超過数	107人(R5)	130人	150人

6. 3年ごとに事業見直し

3年ごとに指標の達成状況の確認を行い、事業効果や必要性等を検討し、廃止も含めた見直しを行う。

7. 事務作業委託費 約3,800万円

ギフトカード発送関連(約1300万円)、コールセンター(約1500万円)、不着管理システム保守、アンケート実施、集計などの費用(約880万円)

8. 必要人工 職員1名

新規事業のため、年度当初から仕様の検討、関係機関との調整を行うとともに、契約事務の実施、開札後は委託業者との調整を行う。また、事業開始後は、想定外の課題等への対応、調整を行う必要があり、通年で1名必要

(参考) 本市における子育て経済的負担軽減策の現状

(新)入学応援事業

	妊娠期	出産・産後	乳幼児期	小学生		中学生		高校生	
				小学校1年生	小2～小6	中学1年生のみ	中2・中3	高校1年生のみ	高2・高3
節目にかかるコスト 学校教育費 (文部科学省調べ)				127,375円	42,235円 ～79,737円	200,180円	89,430円 ・108,026円	468,797円	276,366円 ・189,079円
(新)入学応援事業 (6歳、12歳、15歳)				★ 前年12月頃に給付		★ 前年12月頃に給付		★ 前年12月頃に給付	
(新)学用品一部無償化(一律) (彫刻刀と探検バッグ)				← 小1～6まで使う探検バッグ(2000円)、小4～中3まで使う彫刻刀(3000円) →					

子育てにかかる経済的負担

	妊娠期	出産・産後	乳幼児期	小学生		中学生		高校生	
				小学校1年生	小2～小6	中学1年生のみ	中2・中3	高校1年生のみ	高2・高3
出産応援ギフト	★ 現金5万円								
子育て応援ギフト		★ 現金5万円/児童							
保育料無償化			←						
こども医療費助成		←	所得制限なし・自己負担分無償	←	所得制限なし・ 自己負担課税世帯500円/回	←	所得制限あり・ 自己負担課税世帯500円/回	←	
児童手当(国)		←	0～3歳未満 1.5万円/人	←	3歳以上～18歳到達年度末 1万円/人	←		←	
施設使用料無償化		←							
高等学校授業料無償化								←	

- 就学児には医療費助成、児童手当など、継続的・面的な経済的負担軽減はあるものの、小中高校入学時の節目にかかる負担への軽減策が必要
- 出産・乳幼児期に比べて負担軽減策が薄い

【参考】 入学時の経済的負担軽減に関する他自治体の取組について

- 茨城県水戸市(人口約27万人) 小・中学校新入生応援金
 - ・1人当たり3万円を支給
 - <対象者>
令和6年5月1日時点で水戸市に住民登録があり、今年度小学校または中学校に入学したこどもを監護している保護者
- 福岡県飯田市(人口約13万人) 小中学校入学応援金
 - ・1人あたり5万円を支給
 - <対象者>
申請時現在も引き続き飯塚市内に住所を有する小中学校に1年生として入学した児童の養育者
- 愛知県田原市(人口約6万人) 小中学校入学応援金
 - ・子ども1人につき5万円を支給。
 - <対象者>
田原市内に在住し、令和6年度4月以降も市内に在住予定の新小学1年生及び新中学1年生の保護者
- 山形県東根(ひがしね)市(人口約4.8万人) 入学応援給付金
 - ・入学する子1人につき5万円を支給。
 - <対象者>
令和6年4月10日時点で、小学校、中学校に入学した子どもがいる、市内に居住する保護者

東京都 018サポート

- ・子供一人当たり月額5,000円を支給。
 - <対象者>
 - ①0歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある人
 - ②令和6年度中に都内に住所を有する又は有していた人(原則)
- ※各月1日時点の在住状況を確認。

② (仮) 子育て家庭食育・食材支援事業

目的 子どもの食生活に関する必要な知識・技術を習得する機会を充実し、切れ目のない育児支援と子どもの健康づくりを推進する。

課題 ○子どもの将来に向けた適切な食生活の推進のため、乳児期からの支援が必要
○献立、食材選び、調理方法など離乳食等への不安・負担の解消が必要

対象 生後4か月～3歳児とその保護者

内容

○食材支援
子どもの月齢・年齢に合わせた食材や調理器具等を配布
①離乳食期:4か月頃→調理器具・食器のセット
7か月頃・9か月頃・1歳頃→食材のセット
②幼児食期:2歳～4歳未満→食材セット

○育児支援
保護者のニーズに合わせた相談等の機会を無料で提供
①LINEによる個別の栄養相談
②管理栄養士等による料理教室
③野菜収穫体験(幼児期の偏食の解消)

KPI 3年ごとに指標の達成状況、事業効果等を見直す。

○LINEによる個別の栄養相談の満足度 R9:80% R12:90%

○朝食の摂取率 1歳6か月児 R5:96.4% R9:98% R12:100%
3歳6か月児 R5:93.4% R9:97% R12:100%

(次期相模原市子ども応援プラン 目標値R11:100%)

今後の予定 令和7年度中に事業開始(具体的な時期は委託業者と要相談)

必要な人工 事務 1名(子育て応援パスポート事業と合わせて)
管理栄養士 1名(期限付き)

予算 (令和7年4月開始で積算)

単位(千円)

令和7年度		備考
総事業費	198,755	—
委託費	197,700	—
食材費	115,200	単価4,000円
物流費	77,760	単価2,700円
システム構築費	3,000	本市に特化したピッキングルートの作成等
育児支援費	1,740	野菜収穫体験を含む
人件費(会計年度)	1,055	事務補助員1名 各区子育て支援センター栄養士2名

【参考】年間の食材配布見込数

年度	令和7年度	令和8年度以降
離乳食期	14,400回	14,400回
幼児食期	14,400回	7,200回
合計	28,800回	21,600回

※年間の出生数を4,000人と想定し、申請者を90パーセントとして積算
※開始時期によって、回数(予算)は減少



【参考】本市における「食」を通じた支援ニーズについて

※子育て世帯への『食』にまつわる支援アンケート(令和6年9月11日~13日)結果より【回答者数 226人】

(1)現在の子どもの年齢

0歳児:92人(41%)、1歳児:63人(28%)、2歳児:21人(9%)

3歳児:13人(6%)、その他:37人(16%)

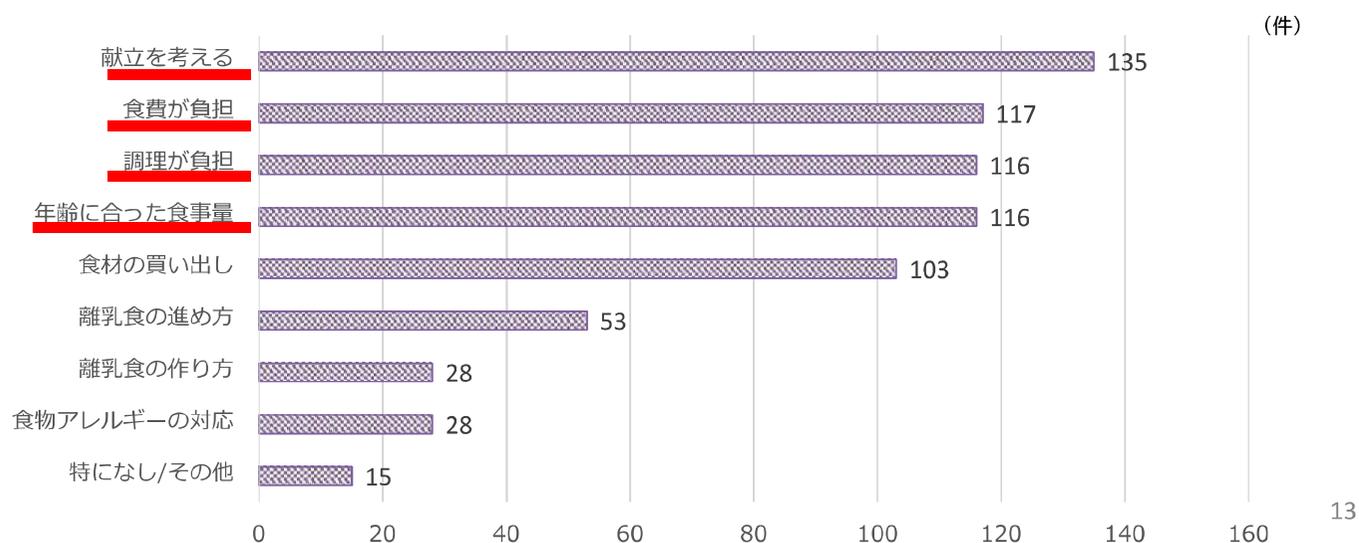
(2)子どもの「食」に関する悩み(上位5つ)

①献立を考えることが負担:135件(60%)

②食費が負担:117件(52%)

③年齢に合った食事量が分からない／調理が負担:116件(51%)

④食材の買い出しが負担:103件(46%)

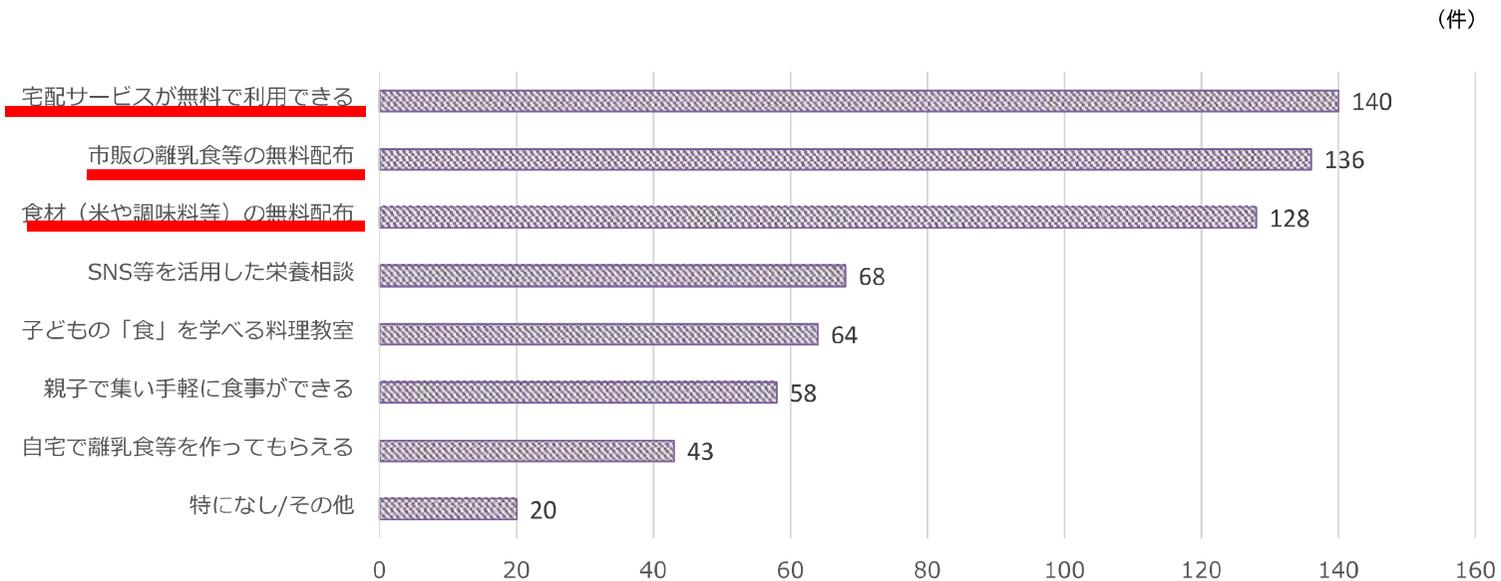


【参考】本市における「食」を通じた支援ニーズについて

※子育て世帯への『食』にまつわる支援アンケート(令和6年9月11日~13日)結果より【回答者数 226人】

(3)子どもの「食」に関する支援の希望(上位3つ)

- ①宅配サービス等の無料利用:135件(60%)
- ②市販の離乳食や幼児食の無料配布:117件(52%)
- ③食材(米や調味料等)の無料配布:116件(51%)



学生・20代30代社会人向けライフデザインセミナーの実施

目的

将来どんな人生を送りたいか、描いた人生を送るにはどのように考え行動すればいいのか、学生や20代・30代の若いうちから意識することで実現に向けて行動するきっかけとする。
また、セミナー時に本市の魅力発信の場とすることで、本市に定住したいと考える若者を増やすことを目的とする

対象

①市内在住在学の学生（高校生・大学生等） ②市内企業に勤める新卒者・若手社員

事業の必要性・効果とKPI

① 早期の気づき/見直し

学生や20代30代の若者が早期にライフプランについて設計することで、新たな発見や見直しの機会となり、充実した人生を送ることができる

② 意識醸成

学生や20代30代の若い世代の方々がセミナーを受けることで、結婚や子育てについて意識するきっかけとなり、晩婚化対策・少子化対策となる

③ 市内移住者/定住者の増加

本市の魅力を発見/本市事業・補助制度等の周知

KPI:初年度は目標値を設定

①ライフデザインセミナーを受講して今後、本市でのライフプランを考えるきっかけとなった人の割合
目標値:70%

(参考)「自分の将来についての人生設計(ライフプラン)について考えたことがある」人の割合
51.8%(令和5年度こども家庭庁「こども政策の推進に関する意識調査」)

②ライフデザインセミナーの参加者数 目標値:300人

学生・20代30代社会人向けライフデザインセミナーの実施

実施内容

(1) 学生向けセミナー

① 学校内で実習+講義の実施【講師：包括連携協定を締結している保険会社等】

(相模原・町田地域教育連携プラットフォームや寄附講座・高校出前授業等)

- ・様々な高校や大学等で実習+講義形式での実施

② 青少年学習センター事業との共催

- ・青少年学習センターが主催で実施している「大学生等未来応援事業」等と同時開催し、利用者を取り込む

(2) 20代30代向けセミナー

市内企業新卒者や若手職員を対象として実施【講師：包括連携協定を締結している保険会社等】

- ・市内企業に勤める社会人を対象としたセミナーを実施

- ・若手職員が市内で人生設計を立てたいようなセミナーの内容とする

想定予算

項目	内容	令和6年予算
印刷製本費	チラシ（事業周知）ポスター（意識醸成）	150,000円
広告料	駅広告掲出等、タウンニュース、SNS等	400,000円
消耗品費	啓発グッズ	300,000円
謝礼		70,000円
賃借料		70,000円
合計		1,000,000円
特定財源（若い世代のライフデザインの可能性の最大化）：3/4		一般財源：1/4

⑥ 相模原市独自の婚活イベント（（仮称）婚活！さがみはラブ♡）

1 事業の必要性

本市は、政令市の中で婚姻率が低く（18位）、男性未婚率の高い（2位）状況にあり、少子化の大きな要因の一つと捉えている。そこで結婚を希望する若者に出会いの機会を提供し、結婚の希望を叶える取組を推進すべく、事業を実施するものである。

2 コンセプト：市独自の魅力あるコンテンツ × 結婚生活の疑似体験

相模原市の地域資源、独自の魅力



趣味でつながる新たな出会い



市営上大島キャンプ場



相模原市ホームタウンチーム

結婚生活の疑似体験

(例)モデルハウスで体験



(例)こどもセンターで子どもたちと一緒に遊ぶ
将来の子育てのイメージを持つ



⑥ 相模原市独自の婚活イベント（（仮称）婚活！さがみはラブ♥）

3 KPI(考え方)

マッチング数（事業年度）：令和7年度（初年度）目標「19組」

（神奈川県「恋カナ！イベント」における令和5年度全21回実施のうち、マッチング数75組（マッチング率30%）を基準とし、本市イベント参加組：60組×30%+1組=19組）

4 ターゲット及び狙い

市内外の25～35歳を中心とした男女。本イベントでマッチングしたカップルについて、成婚支援し、成婚した後は本市に定住してもらうことを目指す。

5 事業内容

実施手法：結婚相談所等の専門事業者に対する業務委託

委託内容：婚活イベント、専門家による結婚及び婚活セミナー、マッチングしたカップルに対するフォローアップ、参加者に対する事前事後の個別相談、事業の効果的な広報及び周知（受託者サイトへの掲載、SNS等を活用した宣伝）

婚活イベント：男女各20名程度の募集で3回実施予定。

マッチング率及び参加数を上げる取組：募集に際して、男女の年齢差に配慮する（10歳以内）、企画について、趣味や趣向に寄り添った内容（BBQ、スポーツ観戦等）、将来の結婚を意識した内容（独自性）、女性集客を上げる取組（参加者同士の相性診断、結婚タイプ診断を実施）。

6 事業費

委託料：8,000千円（地域少子化対策重点推進交付金活用により、国費2/3 市費 1/3）

7 その他

事業内容及び周知方法について、当事者である若者にヒアリング等することでブラッシュアップを図る。

事案調書(決定会議)

審議日 令和6年10月16日

案件名	物価高騰に伴う学校給食費の改定について						
所管	教育	局区		部	学校給食課	担当者	内線

事案概要	
<p>学校給食法により保護者負担と定められている学校給食費(食材費相当額)については、急速な物価高騰に伴い、現行の負担額では不足が生じている。このことから、学校給食の質を確保するため、学校給食費の改定を行うもの</p>	

審議事項 庁議で決定 したいこと及び 想定(希望) している結論	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校給食費の改定時期について <ul style="list-style-type: none"> ▶ 令和7年9月(2学期~)に改定する ○ 学校給食費の改定における基本的な考え方について <ul style="list-style-type: none"> ▶ 条例で規定する上限額は、物価上昇を見込んだ額とする ▶ 規則で規定する徴収額は、必要に応じて年度単位で改定する ○ 学校給食費の改定額について <ul style="list-style-type: none"> ▶ 改定における基本的な考え方に基づき算定した額とする
審議結果 (政策課記入)	○原案を一部修正し、上部会議に付議する。

事業効果 総合計画との関連	事業効果	栄養バランスや質を保った学校給食の提供を維持しつつ、持続可能な学校給食を実施する					
	効果測定指標				施策番号	1, 3	
	事業効果 年度目標	R6	R7	R8			
		・学校給食費不足額への市費対応 ・学校給食費管理条例・規則の改正	・学校給食費不足額への市費対応 ・学校給食費の改定				

事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

○事業スケジュール		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
実施内容	不足額		12月補正	R7当初				
	給食費の改定	方向性の決定 庁内調整 庁議 教育委員会 審議	12月部会 3月議会 議案 条例・規則改正	告知 学校給食費の改定				

○事業経費・財源										(千円)	
項目	補助率/充当率	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12			
事業費(教育費)		2,028,800	2,051,700	学校給食費の改定の有無や改定額などにより変動するため、現時点では不明							
うち任意分		2,028,800	2,051,700								
特財											
国、県支出金		0	0								
地方債		0	0								
その他		1,900,000	1,956,500								
一般財源		128,800	95,200								
うち任意分		128,800	95,200								
捻出する財源※2											
一般財源拠出見込額		128,800	95,200								
元利償還金(交付税措置分を除く)											
捻出する財源概要											
税源涵養 (事業の税収効果)											
○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)										(人工)	
項目		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12			
実施に係る人工	A										
局内で捻出する人工※	B										
必要人工	C=A-B	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
局内で捻出する人工概要											
SDGs 関連ゴールに○											
		○		○							
											
	○										
日程等 調整事項	条例等の調整	条例	改廃あり	議会提案時期	令和7年3月	定例会議	報道への情報提供	資料提供			
	パブリックコメント	なし		時期	-	議会への情報提供	部会	令和6年12月			
事前調整、検討経過等											
調整部局名等	調整内容・結果										
政策課	事業内容等について										
総務法制課	条例改正等について										
財政課	予算について										
関係課長打合せ会議(9/27)	物価高騰に伴う学校給食費の改定について										
調整会議(10/8)	原案を一部修正の上、上部会議に諮る										
備考											

庁議におけるこれまでの議論

調整会議での
主な議論
(10/8)

【給食費の改定について】
 ○(財政課長)給食費を値上げすることのみを審議しているが、値下げする局面となった時には、条例は改正しないのか。
 →(教育総務室長)現時点では条例は上限額であるため、改正しない予定であり、翌年度の想定金額が下がった場合は、実際の納付額を定める規則の方で改正する。明らかに物価下落等の情勢が変わってきた局面では、条例を改正することを検討する予定である。
 →(財政課長)物価が下落する局面では、条例に定める上限額と規則に定める徴収額の金額差が開き続けるというイメージか。
 →(教育総務室長)物価の下落を見越して、条例の金額を引き下げること検討する必要があると考えている。
 →(財政課長)資料7ページの規則規定の判断基準は、プラスマイナス10円程度と記載があるので、規則ではマイナスも想定されているように見える。条例には値上げしか掲載していないので、長いスパンで考えれば物価が下落する可能性もあるため、条例についても記載があってもいいのではないか。
 →(政策課長)「条例額に大幅な変動が生じる場合は改定する」等の表現であればプラスもマイナスも表現できるのではないか。修正を行うかについては、総務法制課と調整されたい。
 ○(経営監理課長)今の実態経済の中で平均4%くらいで積算しているが、前年度の数値は急上昇している。算出方法が今の経済動向からみて問題ないのか。確証をもって算定されているのか。
 →(学校給食課長)トレンドを見る点と、直近だけ見る点のそれぞれに長短があるため、状況に応じて、3年から5年ぐらいの幅の中で動向を見て決めていくことを想定している。例えば、直近の急激な上昇を過去5年ぐらい見しまうと、均されてしまい、実態と乖離するので、そういった部分を配慮しながら算定していくことになる。
 ○(財政課長)文部科学省が給食の無償化に関する調査をして、3割ぐらいが無償化しているとの結果が出ているが、その結果を踏まえて国として必要な対策を講じると書いてあるが、その後何か動きはあるか。
 →(学校給食課長)今のところの動きはない。
 【給食費の一部無償化(負担軽減策)について】
 ○(総務法制課長)学校給食課で検討していた負担軽減策としての給食費一部無償化は今回の庁議では織り込まないということによいか。
 →(教育総務室長)その部分については、こども・若者未来局が所管する「(仮称)相模原市子育て応援条例の制定に伴う令和7年度新規事業について」の庁議資料を決定会議以降に織り込んでいくことを検討している。結果としては、子育て負担軽減策としてエントリーしたが、採用されなかったことを示したい。
 ○(経営監理課長)さきほど質問にもあがったが、一部無償化の話を変更して聞きたい。
 →(教育総務室長)「(仮称)相模原市子育て応援条例の制定に伴う令和7年度新規事業について」の庁議資料で、多子世帯の学校給食費の無償化について検討したが、今回は採用されなかったという趣旨の内容が含まれている。同資料を決定会議以降は参考資料として織り込んでいく。提案はしたが、今回の軽減策からは除かれたということである。
 →(経営監理課長)その意図は、まだ議論があるということか、それともエントリーから漏れたという事実を共有するものか。
 →(教育総務室長)
 給食費の改定の方向性の庁議に諮った際に、改定の際には負担軽減策も併せて示すべきとの意見があったので、その資料を添付した上で、決定会議にかけたいと考えている。給食費の負担軽減はないけれども、市全体として、負担軽減策については別途検討していて、その上で給食費の改定の庁議をあげているということを説明するもの。
 (2)結果
 ○原案のとおり上部会議に付議する。
 ただし、庁議の意見を踏まえ、資料を一部修正すること。

物価高騰に伴う学校給食費の改定について

【概要】

学校給食法により保護者負担と定められている学校給食費(食材費相当額)については、急速な物価高騰に伴い、現行の負担額では不足が生じている。このことから、学校給食の質を確保するため、学校給食費の改定を行うもの

学校給食費を取り巻く状況（R6.8.27決定会議資料より）

【学校給食費（現行）】 ※令和2年度改定

	方式	年額	月額	1食当たり
小学校 及び 義務教育学校(前期課程)	自校方式 センター方式	50,600円	4,600円	270円
中学校 及び 義務教育学校(後期課程)	センター方式	58,300円	5,300円	310円
デリバリー給食（中学校）		—	—	330円

令和6年8月庁議結果（R6.8.27決定会議資料より）

方向性

- 食材費の高騰に伴い、学校給食費の改定は必要
- 改定時期は令和7年9月（2学期～）を目途
- 学校給食費の改定まで（令和6年度及び令和7年度1学期分）の不足分は、**市費で対応**
- 不足分への市費投入における予算のあり方として、**新たな基金制度を創設**
- **学校給食費の改定及び子育て世帯への負担軽減策**は、今後検討の上改めて庁議に諮る

▶ 学校給食費の改定【今回の審議事項】

※ 子育て世帯の負担軽減策については、市全体の少子化対策又は子育て応援施策の中で審議

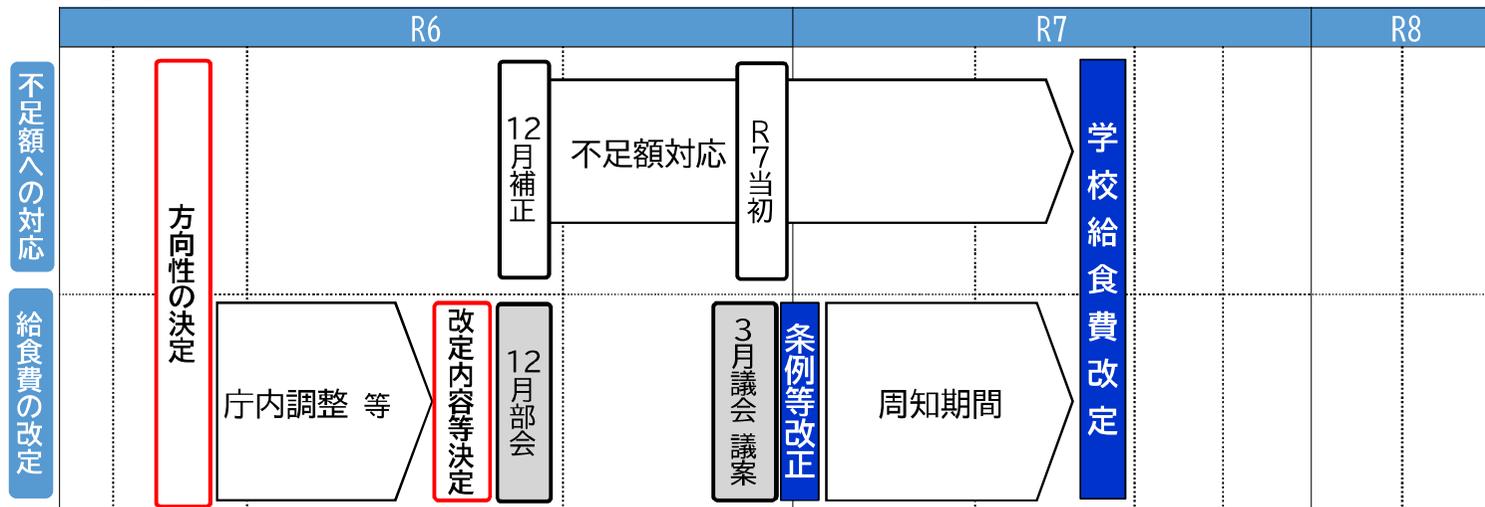
1 学校給食費の改定時期

食材費が現行の学校給食費をすでに超過していることに加え、今後も物価は上昇していくことが想定されることから、学校給食費を改定する

- 学校給食費の改定には、**条例改正**が必須 ※学校給食費の年額上限額を規定
- **規則も改正**が必要 ※学校給食費の月額・1食当たりの額等を規定
- 分かりやすさや事務負担、減額等の対応などから、年度当初の改定が望ましいが、昨今の急速な物価高騰へ対応するため、**最短の期間**で改定

➔ 令和7年3月に条例・規則改正し、令和7年9月(2学期)に改定(施行)

<想定スケジュール>



2 学校給食費改定に向けた基本的な考え方

【学校給食費の管理に関する条例・施行規則の規定】 ※公会計分のみ

	条項等	項目	内容等
条例	第3条第2項	学校給食費の徴収	○ 学校給食費の額は、条例で定める額を超えない範囲内で規則に定める額とする ➔ 年額の上限額 を規定しており、徴収額は規則で規定
規則	第4条第1項/別表2	学校給食費の額	○ 小・中学校の区分ごと(完全給食・牛乳なし・牛乳のみ)の月額及び1食当たりの額を規定 ➔ 保護者から徴収する額 を規定
	第4条第2項～第4項	学校給食費の減額	○ 実施予定日数185日を下回る場合、未実施日がある場合等の学校給食費の減額方法などを規定

※ 中学校デリバリー給食の額は、私会計のため、要綱で1食当たりの額を規定

今後、物価変動等に応じて、適時・適切に学校給食費の額を見直すため、学校給食費の改定に係る基本的な考え方を定める必要がある

基本的な考え方① 上限額と徴収額のあり方

- 現行では、条例の上限額(年額)と規則の徴収額(月額×11か月＝年額)は、同額である
- 今後も物価上昇の継続が見込まれる

➔ **条例で規定する上限額は、当面(3年を想定)の物価高騰に対応できるように、物価上昇分を見込んだ額とし、**

規則で規定する徴収額については、食材費の購入実績等に基づき算定し、条例の上限額の範囲内で額を規定し、必要に応じて年度単位で改定

2 学校給食費改定に向けた基本的な考え方

基本的な考え方② 改定に向けた条件設定

次のとおり条件を設定し、想定される学校給食費の単価(想定単価)が規定されている現行の学校給食費(現行単価)と比較して一定の過不足が見込まれるとき、学校給食費の改定を検討する

	条例規定(上限額)	規則規定(徴収額)
改定予定時期	原則3年に一度(※1)	年度ごと
判断時期	改定年度の前年度の5月ごろに改定の要否、10月ごろまでに改定額を決定	
判断指標	・主食(ごはん・パン)及び牛乳の実績単価 ・副食(主な食材)の消費者物価指数の年度平均値 ➡ 平均上昇率から翌年度以降の想定単価を算出	
判断基準	想定単価 > 上限額(※2)	現行単価 - 想定単価 = ±10円程度
改定額	3年後の想定単価	翌年度の想定単価

※1…3年を待たずして上限額を超える見込が生じた場合は改定する

※2…想定単価が上限額を大幅に下回った場合にも改定する

3 学校給食費の改定額（公会計：小・中学校分）

令和2年度から令和5年度までの主食・牛乳・副食それぞれの上昇率から、令和7年度から令和10年度まで(上限額維持想定期間)の想定単価を算出

【想定単価】 ※ 米の単価が令和6年11月に値上げ予定。値上げ幅によっては想定単価を変更する可能性がある

	現行 1食当たり	R6 (実績)	R7	R8	R9	R10	現行(R2) 対R10差額
小学校	270円	291.1円	301.4円	312.1円	323.4円	334.9円	+64.9円

小学校

【規則(徴収額)】 $301.4円 \times 185日 = 55,759円$ $55,759円 / 11か月 = 月額 5,100円$
 $5,100円 \times 11か月 = 年額 56,100円$
 $56,100円 / 185日 = 1食当たりの額 300円$

【条例(上限額)】 $334.9円 \times 185日 = 61,956円$
 $61,956円 / 11か月 = 月額 5,600円$
 $5,600円 \times 11月 = 年額 61,600円$

	現行 1食当たり	R6 (実績)	R7	R8	R9	R10	現行(R2) 対R10差額
中学校	310円	358.5円	370.8円	383.6円	396.9円	410.4円	+100.4円

中学校

【規則(徴収額)】 $370.8円 \times 185日 = 68,598円$ $68,598円 / 11か月 = 月額 6,200円$
 $6,200円 \times 11か月 = 年額 68,200円$
 $68,200円 / 185日 = 1食当たりの額 370円$

【条例(上限額)】 $410.4円 \times 185日 = 75,924円$
 $75,924円 / 11か月 = 月額 6,900円$
 $6,900円 \times 11か月 = 年額 75,900円$

3 学校給食費の改定額（公会計）

改定額（案）

		条 例 (上限額)	規 則 (徴収額 ※R7.9～)							
			年 額 (完全給食)	年 額 (完全給食)	月 額			1 食当たり		
					完全給食	牛乳なし	牛乳のみ	完全給食	牛乳なし	牛乳のみ
小学校	現 行	50,600	50,600	4,600	3,700	900	270	215	55	
	改定後 (増額分)	61,600 (+11,000)	56,100 (+5,500)	5,100 (+500)	4,000 (+300)	1,100 (+200)	300 (+30)	235 (+20)	65 (+10)	
中学校	現 行	58,300	58,300	5,300	4,400	900	310	255	55	
	改定後 (増額分)	75,900 (+17,600)	68,200 (+9,900)	6,200 (+900)	5,100 (+700)	1,100 (+200)	370 (+60)	305 (+50)	65 (+10)	

4 学校給食費の改定額（中学校デリバリー）

中学校デリバリーの学校給食費についても、基本的に公会計と同様の考え方により改定額を決定

【近年の推移及び想定単価】

	H31	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
単価	315円	330円	330円	345円	360円	366.67円	379.7円	393.2円

改定額（案）：380円
(現行+50円)

5 子育て世帯の負担軽減策

【国の動向】

- R5年度に学校給食の実態調査を実施

▶ 調査の結果(R6.6公表)

全国自治体のうち約3割が無償化(R5.9時点。ただし、交付金対応含む。)

【他自治体の状況】

- 東京都が無償化を実施する都内市区町村に対し補助
(令和6年度1・2学期は半額、3学期から8分の7に拡充)
- 都内では、23区、八王子市(R6年度2学期～)、町田市(第2子以降のみ)などが無償化
- 県内では、厚木市、南足柄市が小・中学校で無償化
- 大和市は第3子以降のみ、小・中学校で無償化
- 指定都市の状況

自治体	小学校	中学校	備考
大阪市	全員無償化	全員無償化	
千葉市	一部無償化	一部無償化	第3子以降
さいたま市	R6年度給食費改定		差額分は公費負担
神戸市	R6年度給食費改定	半額公費負担	差額分は公費負担
川崎市	R7年度給食費改定予定		子育て世帯への支援策は未定

POINT!

他の自治体では、保護者の負担増となる学校給食費の増額改定のみならず、小・中学生のいる
子育て世帯に対する負担軽減策を実施

6 令和7年度の対応

学校給食費改定まで(令和7年度1学期分)の現行の学校給食費の不足分への対応額は、令和7年9月改定額の1食当たりの増額分(小学校：30円、中学校：60円、デリバリー：50円)に、令和7年4月から7月分までの予定食数を乗じた額とする

※市費(基金)で対応。令和6年度不足分はR6.12月補正予算対応予定(一般財源)

【小学校】

予定食数：2,269,328食(R6.4-7実績)
@30円×2,269,328食 ≒ 約 6,810万円

【中学校(センター方式)】

予定食数：70,072食(R6.4-7実績)
@60円×70,072食 ≒ 約 430万円

【中学校デリバリー給食】

予定食数：455,334食(R7.4-7契約上限)
@50円×455,334食 ≒ 約 2,280万円

➡ 対応額

9,520万円

<令和7年度当初予算要求額>

【小学校及び中学校】食材費：20億2,890万円(小：19億5,820万円、中：7,070万円)

【中学校デリバリー】負担金：2,280万円 ➡ 合計 20億5,170万円

※このほか、年度途中での改定のため、保護者等への周知費用などが必要

※なお、学校給食費の改定に伴い、生活保護費(+約330万円)及び就学奨励金(+約2,730万円)も増額

学校給食費の改定

- 食材費の高騰に伴い、学校給食費を令和7年9月（2学期～）に改定
- 学校給食費の改定における基本的な考え方を設定
 - ① 条例で規定する上限額は、物価上昇を見込んだ額
 - ② 規則で規定する徴収額は、必要に応じて年度単位で改定
- 今回の学校給食費の改定額について、改定における基本的な考え方に基づき算定

子育て世帯への負担軽減策

- 「子育てするなら相模原」「教育を受けるなら相模原」の実現に向け、保護者の負担増となる学校給食費の増額改定のみならず、小・中学生のいる子育て世帯に対する負担軽減策が必要

5 (仮称)相模原市子育て応援条例の制定に伴う令和7年度新規事業について

【こども・若者未来局 こども・若者政策課】

(1) 主な意見等

- (市長公室長) 新規事業は単年度のみの実施となるのか。
 - (こども・若者政策課長) 新規事業のため、7～9年度の3年間実施し、事業効果を踏まえ廃止も含め見直しを図っていく。
 - (市長公室長) 新規事業の予算について、個別に査定するのか。それとも上部会議に諮り審議するのか。
 - (財政局長) 先ずは、約10億円という事業費の財源をどのように確保していくのかという議論が必要ではないか。新規事業として取り組みたいのであれば、財源の見込みがあることが前提である。推進プログラムに位置付けられるのであれば扱いは別となるが、一件査定であれば、事業費が大きなものから精査せざるを得ない。
- (財政局長) 新規事業は推進プログラムに位置付けるのか。
 - (政策課長) 事業規模が大きいため、結果的に推進プログラムへ位置付けることになるが、推進プログラムの枠では賄いきれない額である。
 - (財政局長) やはり、今までの議論において財源の話がなされていないことが疑問である。事業を実施することで、子育てに対する市民の機運醸成を高めていく取組自体は否定しないが、例えば、人口増加など数量的な指標を設けることや、税源涵養に資する等の説明がない中で、単に子どもという理由だけで給付することは、扶助費の見直しを実施している本市としての姿勢と食い違ってしまうのではないか。
 - (市長公室長) 調整会議の中で、そのような議論はなかったのか。
 - (政策課長) 財源の話にまでは至っていないが、推進プログラムの枠では対応が難しいことは、関係課長打合せ会議等でも説明している。
 - (財政局長) 「令和7年度予算編成方針」をここで策定したが、約8億円の財源不足が生じる見込みとなっている。仮に事業を実施するにしても、今打ち出している予算編成方針の中から財源を生み出すしかない。
 - (総合政策・地方創生担当部長) (仮称) 子育て応援条例を制定する上で、市として新たな事業を打ち出していくという考えでよいか。
 - (こども・若者政策課長) そのとおりである。
 - (総合政策・地方創生担当部長) 条例を議会へ提案するにあたり、新たな取組が必要なことは理解できる。
 - (市長公室長) 新規事業の中で、一般財源の額が大きな事業は何か。
 - (こども・若者政策課長) (仮称) 入学応援事業と(仮称) 子育て家庭食育・食材支援事業である。
 - (財政局長) 「相模原市行財政構造改革プラン」に関する市民説明会では、重度障害者等福祉手当の廃止について、市民から様々なご意見をいただいている。そのような中で、新たに扶助費による給付を開始するというのはいかがなものかと考える。
 - (市長公室長) 国庫補助金等を活用できないのか。
 - (こども・若者政策課長) 一般財源のみの事業については活用できる補助金等はなかった。
 - (こども・若者政策課長) 今までの議論を通じ、様々な意見があることは承知している。予算の枠を示していただいた中であれば、こども・若者未来局としても内容の変更等を考えていかなければならないと考えている。
 - (こども・若者政策課長) 局の姿勢として提案させていただいている。予算に収まらないため再考を要するというのであれば、財源の目安を示していただきたい。
 - (財政局長) (仮称) 入学応援事業について、例えば、事業費を半分や、3分の1にした場合の対象者など、現時点で腹案はあるのか。

- （こども・若者政策課長）（仮称）入学応援事業については、切れ目ない支援として3回のタイミングで実施していく考えは変更したくはない。事業費は積算していないが、給付額を減額するなど、いくつかの選択肢はあると考える。
- （総合政策・地方創生担当部長）ここまでの事業費は想定していなかった。また、条例の制定に伴う事業だけではなく、少子化対策事業なども含め、市全体としてどのような事業を推進していくか議論が必要ではないか。
- （こども・若者政策課長）説明資料19～20ページに市全体としての取組を参考として記載しているが、少子化対策事業なども含め、紐づく事業を整理していく必要があることは認識している。
- （財政局長）令和8年度以降に予定している事業の中で、億単位のものはあるのか。
- （こども・若者政策課長）事業費の積算はできていないが、説明資料22ページに記載している。大規模な事業としては、「児童クラブ運営の民間活力の導入」「全天候型子ども遊び場の常設化に向けた取組」などがある。
- （総務法制課長）本日欠席の総務局長からは「0～18歳の支援に関して、こども・若者未来局だけではなく、教育委員会も含めた議論が必要だと考える。」との意見があった。
- （総合政策・地方創生担当部長）調整会議でも給食費無償化に関する話があったため、教育委員会を含め、改めて事業の議論が必要だと考える。
- （財政局長）（仮称）入学応援事業について、教育委員会の就学費援助と内容が変わらないのではないかと。
- （こども・若者政策課長）就学費援助については所得審査があるが、この事業については制限を設けていない。
- （財政局長）事業内容も就学費援助と変わらない中で、2重に給付するということか。
- （こども・若者政策課長）一時的に負担が大きくなる時期を捉えて、子育て世帯を応援していきたい。
- （財政局長）条件はありつつも、充足しているものに対して給付する理由は何か。そのようなことも含め、事業の整理ができているかがわからない。この事業により「経済的負担が大きい」のパーセンテージが下がるとは思えない。
- （市長公室長）今後の対応として、条例に紐づく事業を整理した上で、政策課、こども・若者政策課、教育委員会で位置付けや内容について協議すること。その後は通常どおり、予算要求していただき、1月中旬の市長査定を受けて結論を出すものとする。

(2) 結果

- 継続審議とする。

6 物価高騰に伴う学校給食費の改定について

【教育局 学校給食課】

(1) 主な意見等

- (総合政策・地方創生担当部長) 給食費改定に伴う増額分を公費負担している自治体が多いと思うが、増額改定のみを決定した自治体はあるか。
 - (学校給食・規模適正化担当部長) 川崎市がこれから改定を予定しているが、同市も給食費の改正は保護者の負担増となることから、慎重に審議していると聞いている。保護者負担の軽減策と併せて提案するのではないかと考えている。
- (総務法制課長) 給食費の一部無償化について、関係課長打合せ会議の時から話題にのぼっていたが、調整会議においては審議事項ではなかった。審議事項としなかった理由を確認したい。
 - (教育総務室長) 負担軽減策は市全体の取組の中で議論するものであり、給食費改定の庁議において議論するものではないと考えている。調整会議に付議する前段階において、少子化対策及び(仮称)子育て応援条例に伴う施策の双方に負担軽減策としてエントリ一はしていたが、令和7年度に実施する施策としては採用されなかった。
- (市長公室長) 調整会議においても議論されているが、物価が下落した場合の対応について確認したい。
 - (学校給食課長) 資料5ページに記載されているとおり、想定単価が上限額を大幅に下回った場合においても改定するものとした。
- (総合政策・地方創生担当部長) 給食費の無償化について、国の動向を確認したい。
 - (学校給食課長) 今のところ具体的な動きはないものと承知している。
- (市長公室長) 上限額を条例、徴収額を規則で規定しているが、規則改正の市長決裁だけで徴収額を決定できる仕組みは、制度上、問題はないか。
 - (総務法制課長) 規則において定められた徴収額が、条例に定められた上限額を超えるものではないため、問題ない。
- (財政局長) 前回改定時における単価増ほどの程度か。
 - (学校給食課長) 1食あたり、小学校が10円、中学校が15円である。
- (市長公室長) 今回の給食費の改定については、子育て世帯の負担軽減策と併せて示す必要があると考える。一方で、負担軽減策については、市全体としての方針を固めるまでに時間を要する。本件については12月部会において説明を予定しているが、負担軽減策と併せて合意形成を図る必要があると考える。例えば年明けに臨時で部会を行うなどの対応は可能か。
 - (総務法制課長) 調整させていただく。
 - (学校給食課長) スケジュール確定後、事案調書及び資料を修正する。

(2) 結果

- 原案を一部修正し、上部会議に付議する。

以上